

補助金等検証シート

No. 2

所属	市民活動推進課	会計	一般	款	2	項	1	目	8	事業	15	自治振興経費
第5次総合計画施策体系	章	1	節	2	部門	1	部門名	地域活動・市民活動				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	自治会長研修費補助金		
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市自治会長研修費補助金交付要綱		
(3) 補助金創設年度	昭和60	年度	交付区分 団体(固定)
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>地区自治連合会が、地域住民自治組織の代表者であり、市行政とのパイプ役として活動する自治会長を対象に実施する研修に対し補助することにより、地区自治連合会の更なる知識の向上の一助とするため。 住民自治の健全育成や地域振興事業等の自治会活動の推進のため、先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会活動の参考とするために当該地区の自治会長が行う研修に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p>		
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)			
(5) 平成25年度予算額	1,992 千円	財源	国・県補助金 千円
			その他特定財源() 千円
			一般財源 1,992 千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]		
20,000円 × 127人 × 0.8 (参加率) × 0.98(2%節減目標値) = 1,991,360円			
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等		
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]		
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]		

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	地区自治連合会(5地区)	(9) 団体等の構成人数	126 人																		
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	北地区自治連合会、西地区自治連合会、中地区自治連合会、東地区自治連合会、南地区自治連合会																				
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対して行っている助成状況(該当項目全てに○)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>積算根拠又は内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が事務局業務を行っている</td> <td>人 × 千円 =</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>場所や備品、消耗品等は無償貸与している</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の減免を行っている</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の使用料の補助を行っている</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	積算根拠又は内容	金額	市が事務局業務を行っている	人 × 千円 =	千円	場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円	有料施設等の減免を行っている		千円	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円	その他		千円		
項目	積算根拠又は内容	金額																			
市が事務局業務を行っている	人 × 千円 =	千円																			
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円																			
有料施設等の減免を行っている		千円																			
有料施設等の使用料の補助を行っている		千円																			
その他		千円																			
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由																					

(13) 補助総合計 (5) + (11)	1,992 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		地区自治連合会が、住民自治の健全育成、地域振興事業等の自治会活動の推進のために当該校区の自治会長に対して行う研修に要する経費 生駒市の費用弁償に関する条例第3条に規定する旅費(日当、宿泊料を除く)、自動車借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額。ただし、その額が、自治会長1人につき、20,000円を超えるときは、20,000円とする。
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠		地区自治連合会が、住民自治の健全育成、地域振興事業等の自治会活動の推進のために当該校区の自治会長に対して行う研修に要する経費 生駒市の費用弁償に関する条例第3条に規定する旅費(日当、宿泊料を除く)、自動車借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額。ただし、その額が、自治会長1人につき、20,000円を超えるときは、20,000円とする。
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		自治会長の研修に対する補助金であるため、先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得することは、継続して行う必要があるため。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。	○	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会運営に活かすとともに、近隣自治会との情報交換等による相乗効果や自治会間の連携等を促進している。		
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会による住民自治を推進している。		
③市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 第5次総合計画1-(2)①地域活動・市民活動 市民との協働によるまちづくりに取り組んでおり、市の基本的な政策方針に合致している。		

(2) 必要性

①市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 今後市民との協働を推進していくためには、自治会はまちづくりの最大のパートナーであり、その代表者である自治会長自身の研修は必要不可欠である。市と方向性を同じくするため、関与する必要がある。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	A	ある
[上記のように評価した理由] 市が主催して研修を行うことも可能であるが、市民が主体のまちづくりを推進する意味でも、主体は市民の代表である自治会長で行い、市は支援する形が望ましい。		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
[上記のように評価した理由] 市民との協働を進めていく上で、先進地の取り組みなど時代に則した活動の視察であり、継続的なものであるため。		

(3) 補助の効果(成果)

①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会運営に活かすとともに、近隣自治会との情報交換等による相乗効果や自治会間の連携等の促進につながり、住民自治の構築に効果がある。		

(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)

①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
②補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである

(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？

有	判断理由	地区自治連合会、自治会長の負担が大きくなり、参加者減も予想され、その結果、先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会運営に活かすことはできず、近隣自治会との情報交換等による相乗効果や自治会間の連携等の促進に対する効果が期待できなくなるおそれがある。
---	------	--

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	平成20年4月1日に補助金限度額を45,000円から20,000円に、宿泊料を必要経費から除くなど見直しを図り、その後生駒市補助金制度に関する指針に基づき定期的に見直し。

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

自治会は、地域社会を支える基本的な自治組織であり、市との協働の担い手であることから、先進地の事例を視察し、研修するために要する費用(交通費相当分)について、その一部を補助するもので、今後も先進地での研修を元に、双方が課題に対する理解を深め、市と自治会との協働によるまちづくりを進めるために継続している。

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	自治会の設立の趣旨である住民福祉の向上と本市の行政目的である地域福祉の向上が共通しており、施策の推進において、行政のパートナーとして、役割を分担しており、市民自治のさらなる醸成を促進していく上で、先進地の取り組みや自治会活動についての情報・知識を習得して、自治会運営に活かすことは重要であり、その費用負担は必要である。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	1,159 千円	1,296 千円	1,157 千円	1,079 千円	931 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	931 千円
交付件数実績	5地区(99自治会)	5地区(91自治会)	5地区(94自治会)	5地区(86自治会)	5地区(82自治会)
当該年度交付対象数	5地区(125自治会)	5地区(124自治会)	5地区(124自治会)	5地区(123自治会)	5地区(121自治会)
補助金交付・管理事務の person 費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	千円	地区連合会への交付金あり(13,550千円)
大和郡山市	千円	連合会への補助あり(11,878千円)
天理市	千円	小学校区単位の各区長会への補助あり(24,600千円)
橿原市	29,600 千円	自治委員の交付金のみ。連合会への補助あり(38,180千円)29,600千円を含む
香芝市	千円	連合会への補助あり(44,000千円)

生駒市自治会長研修費補助金交付要綱

生駒市自治会長研修費補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地区自治連合会が住民自治の健全育成、地域振興事業等の自治会活動の推進のために当該地区の自治会長に対して行う研修（以下「自治会長研修」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「地区自治連合会」とは、生駒市自治連合会の小学校区単位により編成された北地区、西地区、中地区、東地区及び南地区の自治連合会をいう。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、自治会長研修に要する経費のうち、旅費（生駒市の費用弁償に関する条例（昭和45年3月生駒市条例第2号）第3条に規定する旅費（日当及び宿泊料を除く。）に相当する額をいう。）、自動車等の借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額とする。ただし、その額が、自治会長1人につき、20,000円を超えるときは、20,000円とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする地区自治連合会長は、自治会長研修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）研修計画書

(2) 必要経費明細書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとし、速やかにその決定の内容を書面により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 地区自治連合会長は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 研修報告書

(2) 事業収支明細書

(3) 請求書及び領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定の内容を書面により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の通知を受けた地区自治連合会長は、速やかに交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業終了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成24年4月1日から3年を超えない日までに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

生駒市長 様

地区自治連合会

会長 印

生駒市自治会長研修費補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、生駒市自治会長研修費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金額	円
添付書類	1 研修計画書 2 必要経費明細書 3 その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

生駒市長 様

地区自治連合会

会長

印

実 績 報 告 書

年度生駒市自治会長研修費補助金について、生駒市自治会長研修費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定通知	年 月 日付け通知 生 第 号
交付決定額	円
補助事業の 完了年月日	年 月 日
添付書類	1 研修報告書 2 事業収支明細書 3 請求書及び領収書の写し 4 その他